

住まいづくりネットワーク九州・沖縄規約

（目 的）

第1条 各法令等を遵守し、事故抑制に資する品質の高い住宅の供給を図るため、住まいづくりネットワーク九州・沖縄（以下、「本会」という。）を設置し、住宅事業者等の発展に寄与することを目的とする。

（事 業）

第2条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 一 会員に対する各種情報の提供
- 二 会員に対する、研修会、セミナー等の開催
- 三 設計施工基準の普及並びに適合性確認に関する事業
- 四 その他、当団体の目的を達成するために必要な事業

（会 員）

第3条 本会の規約に賛同し、入会した住宅事業者及び関係団体とする。

（入 会）

第4条 この会に入会を希望する事業者は、管轄する支部に入会申込書を提出し、登録されなければならない。

（登録変更）

第5条 会員は、登録した内容に変更が生じた場合には、速やかに管轄する支部に報告しなければならない。

（退 会）

第6条 会員は、この会を退会しようとするときは、管轄する支部に退会届を提出しなければならない。

（会費）

第7条 本会の会費は無料とする。

（役員）

第8条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	1 名

理 事 8 名以内

- 2 前項に定める会長・副会長は理事の互選により選出、理事は第 12 条の各支部からの推薦により選出する。
- 3 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員会)

第 9 条 役員会は、毎事業年度一回開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

- 2 役員会は会長が招集する。
- 3 役員会の議長は会長が務める。

(審議事項)

第 10 条 役員会においては、次に掲げる事項を審議する。

- 一 規約の改廃
- 二 事業計画
- 三 事業報告
- 四 その他会長が必要と認める事項

(事業年度)

第 11 条 本会の事業年度は、4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。ただし、平成 27 年度は 7 月 1 日から 3 月 31 日までとする。

(事務局及び支部)

第 12 条 本会の事務局は、大分県大分市生石 2 丁目 1 番 30 号 一般財団法人大分県建築住宅センター内に置く。

- 2 本会の円滑な運営を図るため次の支部を置く。

福岡県支部	福岡県福岡市中央区天神 1 丁目 1 番 1 号アクロス福岡 東オフィスビル 3 階 一般財団法人福岡県建築住宅センター内
佐賀県支部	佐賀県佐賀市鍋島町大字八戸 3 1 4 4 番地 2 公益財団法人佐賀県建設技術支援機構内
長崎県支部	長崎県長崎市元船町 1 7-1 一般財団法人長崎県住宅・建築総合センター内
大分県支部	大分県大分市生石 2 丁目 1 番 30 号 一般財団法人大分県建築住宅センター内

熊本県支部	熊本県熊本市中央区水前寺 6 丁目 3 2 番 1 号 一般財団法人熊本建築審査センター内
宮崎県支部	宮崎県宮崎市恒久 1 丁目 7 番 1 4 号 一般財団法人宮崎県建築住宅センター内
鹿児島県支部	鹿児島県鹿児島市新屋敷町 1 6 - 2 2 8 公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター内
沖縄県支部	沖縄県宜野湾市普天間 1 - 2 - 1 6 一般財団法人沖縄県建設技術センター内

（個人情報の取扱い）

第 1 3 条 個人情報の取扱いは、別に定める個人情報保護規程によるものとする。

附 則

この規約は、平成 2 7 年 7 月 1 日から施行する。

一部改正 平成 2 8 年 4 月 1 日。